

特定非営利活動法人横浜マック定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 横浜マックと称する。

(事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市旭区本宿町9-1番地6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人はアルコール・薬物等の依存症（以下「依存症」という）の人々に対して、依存症からの回復、自立生活の実現、社会復帰、社会参加の促進に関する支援及び依存症に対する社会理解の推進に関する事業等を行い、精神保健及び福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 本法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害福祉サービス事業及び相談支援事業

(2) 依存症の人々のための相談、援助及び福祉の増進のための事業

(3) 依存症についての調査、研究、情報提供、啓発に関する事業

(4) その他本法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人及び団体

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、財政的に支援する個人及び団体

(会員の入会)

第7条 本法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書をもって理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を納めなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て除名することができる。但しこの場合その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費、及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第13条 本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長、専務理事は理事会において理事の互選により選任する。
- 3 監事は理事、又は本法人の職員を兼任することはできない。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年または任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合は、その通常総会終結時まで任期を伸長する。なお再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第16条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときにはその職務を代行す

る。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づいて本法人の業務を執行する。

4 監事は次の職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告のため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員欠員補充)

第17条 役員のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。但し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の執行に耐え難いと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬及び費用弁償等)

第19条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを別に定める。

(名誉会長等)

第20条 本法人に、役員とは別に名誉会長、顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、本法人の運営、業務及び必要事項について、理事長の諮問に答えるものとする。

第5章 事務局等

(事務局及び職員)

第21条 本法人にその事務を処理するため事務局を設置し、事務局長を1人、その他の職員を若干名置く。

2 事務局長は理事のうちから、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 第5条第1号の規定に基づき設置・運営する施設の長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

また施設の運営のために、その他の必要な職員を置く。施設の長以外の職員の任免は、理事長が行う。

4 施設の運営、事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第22条 本法人の会議は総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 会費の額
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) その他本法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は毎年1回、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により監事が招集したとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的、審議事項、内容、日時及び場所を書面又は電磁的方法により、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。但し、

議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会での表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 止むを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は第28条、前条第1項、次条第1項及び第49条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にはその数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が署名、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

(理事会の構成)

第32条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第33条 理事会はこの定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 35 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定により請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は E メール、ファックス等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 36 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。理事長が出席できないときは、専務理事又は理事長の指名した理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 37 条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 38 条 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 理事会においては、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項のみ議決する。但し、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会での表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は第 37 条及び次条第 1 項の規定の適用については理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名が署名、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 事業から生じる収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 42 条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の審議及び承認を経て、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本法人の事業報告及び決算は、事業年度毎に理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 本法人の決算に剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 48 条 本法人が資金の借入を必要とするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 49 条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の賛同をもって議決するものとし、かつ、法第 25 条 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 解散及び合併

(解 散)

第 50 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により、本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾がなければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）した場合における残余財産は、法第11条第3項に定められた法人のうちから総会において選定されたものに帰属するものとする。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第11章 雑則

(施行細則)

第54条 本定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

役職名	氏名
理事長	椎野 保
専務理事	箕田 光男
常務理事	BURKE ALFRED MICHAEL (バーク アルフレッド ミカエル) 高橋康二 飛松正記 松木英雄 矢作正夫 山之城金三
理事	石井正子 伊藤利恵 國島豊子 辻村薫 宮永耕 三輪美嘉 武藤哲夫 村田由夫
監事	新村満 渡邊久美子
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、個人正会員年間1口12,000円（1口以

上)、団体正会員年間1口50,000円(1口以上)とし、賛助会員は年間1口1,000円(1口以上)とする。

附則

この定款は、平成16年5月29日から施行する。

附則

この定款は、平成19年9月19日から施行する。

附則

この定款は、平成22年10月28日から施行する。

附則

この定款は、平成26年10月28日から施行する。

附則

この定款は、平成29年5月20日から施行する。

附則

この定款は、平成29年8月10日から施行する。

附則

この定款は、平成30年8月10日から施行する。

これは定款に相違ない。

特定非営利活動法人 横浜マック
理事 宮永 耕